

衛生推進者養成講習

奈良労働局長登録教習機関 安養第2号
登録講習有効期間満了日(令和9年4月19日)
公益社団法人 奈良県労働基準協会

●労働安全衛生法で、10人以上50人未満の労働者を使用する製造業・建設業等以外の事業場では、衛生業務を担当する衛生推進者の専任が義務づけられています。

「衛生推進者」
選任の対象となる
業種

安全衛生推進者 林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業、**それ以外の業種については「衛生推進者」の選任が必要となります。**

1. 講習日程【講習内容・会場等の問合せは、奈良県労働基準協会へ(0742-36-2040)】

第1日目	令和6年12月11日(水)	学科	8:30 ~ 16:00
------	---------------	----	--------------

2. 講習概要

会場	奈良新聞社 西館3階会議室 奈良市法華寺町2番地4	近鉄新大宮駅下車 北へ徒歩10分 駐車場は利用できません。
----	------------------------------	----------------------------------

定員	18名(先着順 受講者10人以下の場合は実施いたしません)
----	-------------------------------

申込書(様式1号)に所要の事項を記入(写真貼付)し、住所等の分かるものを添付のうえ、受講料・テキスト代を添えて申し込みのこと。持参又は郵送可。電話でのご予約はできません。

- ・申込書郵送の場合の、受講料・テキスト代は振込及び現金書留にて受付けます。
- ・振込みの場合、領収書は発行いたしません。必要な場合は申込書の領収書欄にチェックしてください。
- ・申込書及び受講料確認後に受講票を送付します。

申込方法	【申込先】	公益社団法人 奈良県労働基準協会 〒630-8113 奈良市法蓮町163-1 電話 0742-36-2040
	【振込口座】	南都銀行 大宮支店 普通 322116 公益社団法人 奈良県労働基準協会
	【受講取消】	申込み後の変更・取消しは講習日4日前(土・日・祝日・協会休日を除く)までに連絡して下さい。以後の変更・取消し及び不参加の場合受講料等の返却はいたしません。

持参するもの	受講票、筆記用具(鉛筆等)、ノート
--------	-------------------

◆遅刻・早退等で講習時間が不足した場合、修了証を発行できません。受講日の天気について、午前8時に講習地域で警報がでたときは、講習を中止します。

3. 受講料

単位:円

	受講料	テキスト代等	計
(公社)奈良県労働基準協会 会員	9,900	1,100	11,000
会員外	11,000	1,100	12,100